

万引対策百般 TOKYO 立ち余話(22)

J-EAS個人情報保護指針第3版発表事実と対話し自分を知る



NPO法人 全国万引犯罪防止機構

誰かのためのスマートシティ？

ICTの活用を通して都市が抱える様々な課題を解決し、都市の持続可能性を促進するスマートシティのことを考えた。都市のスマート化により、エネルギーの効率的活用、交通渋滞の緩和、災害対策、高齢者の見守り体制の構築などが実現される。そこでは、多様な価値観やニーズに合わせた生活が住民に提供される。住民の生活様式に合わせてICTを柔軟に活用することで個別の課題が改善され、生活の質向上につながる。ことが期待できるだろう。治安に不安があれば、防犯カメラ等を活用して治安維持に取組むのもいいだろう。

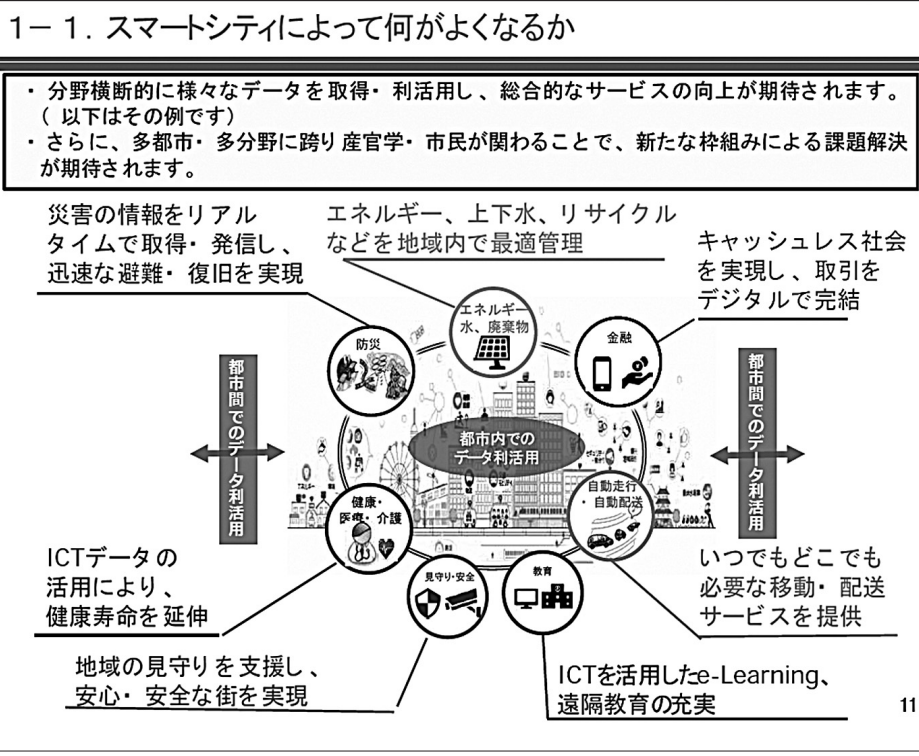
しい。そのためには「ICT化」と向き合い、自分を知る、内省的努力が必要なのかもしれない。10年後「スマートシティ」あなたが大将！あなたが英雄！」といったイメージ。そのためには「ICT化」と向き合い、自分を知る、内省的努力が必要なのかもしれない。10年後「スマートシティ」あなたが大将！あなたが英雄！」といったイメージ。

個人情報保護委員会の認定個人情報保護団体サイト（以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に



個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

プレスリリース

令和4年8月23日

報道関係各位・関係各位

工業会 日本万引防止システム協会 (JEAS)

会長・個人情報管理室長 稲本 義範

JEAS 個人情報保護指針第3版の施行について

・・・防犯カメラの販売及び利用に携わるすべての皆様へ・・・

JEAS 個人情報保護指針第3版の施行

個人情報保護委員会認定の認定個人情報保護団体は「個人情報保護指針」(以下「保護指針」という。)を定めることとされており、対象事業者に保護指針を遵守させるための措置をとることが義務付けられています(法第54条第4項)。

当工業会は、個人情報保護法の改正に伴い、法第54条に基づき当認定団体の保護指針「JEAS 個人情報保護指針(第3版)」を本年7月8日に改定し、本年8月1日に施行しました。それを記念し今回の施行のJEAS 個人情報保護指針(以下、指針)と過去の「令和2年9月30日施行の第1版指針」と「令和3年4月5日施行の第2版指針」をJEAS 認定個人情報保護団体サイト(<https://www.jeas.gr.jp/intro09.html>)に公開しました。

平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「法」という。)が全面施行されました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、これまでの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

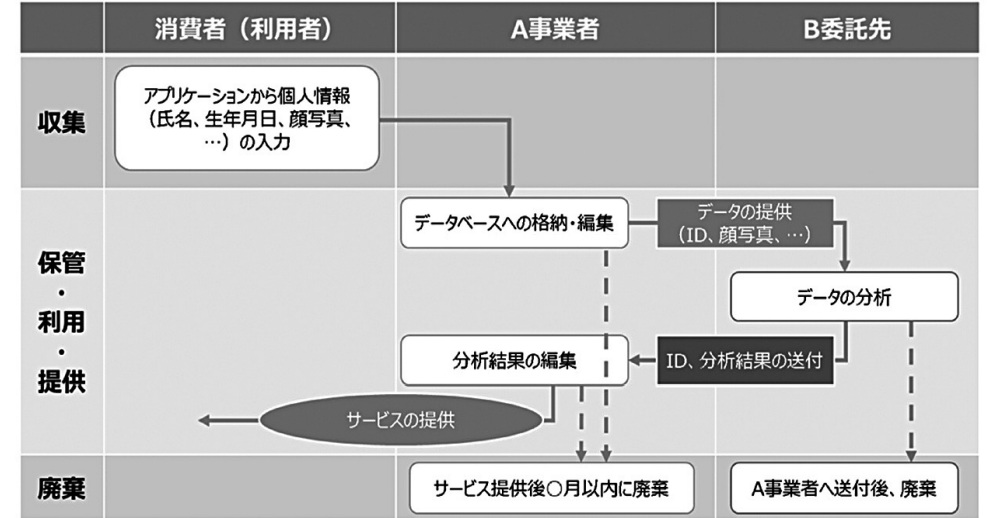
応じる手続その他の事項又は仮名加工若しくは匿名加工に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、法の規定の趣旨に沿った「個人情報保護指針」を作成するよう努めることを求めていることから当工業会では本指針を定めました。

今回の指針は、当工業会会員だけでなく、防犯カメラの販売及び利用に携わるすべての皆様にとっても必須の情報となっております。広く周知を図るために本指針をリリースします。

工業会 日本万引防止システム協会 (JEAS)

平成14年設立の JEAS は、平成30年には、経済産業省より「EASと防犯カメラ分野の工業会」の指定を受け、令和2年には個人情報保護委員会認定の認定個人情報保護団体となり、万引防止システム関連に従事するあらゆる企業が参画する総会員数 52 法人の産業団体に成長しております。本件の問い合わせは(<https://www.jeas.gr.jp/contact.html>)まで

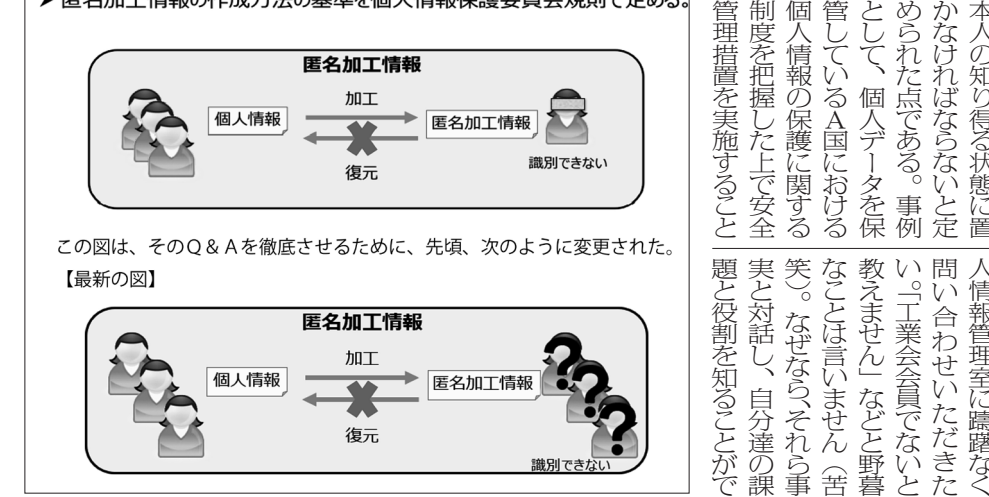
工業会 日本万引防止システム協会 認定個人情報保護団体



データマッピングの一例として、個人情報保護委員会「PIAの取組の促進について-PIAの意義と実施手順に沿った留意点-」(2021年6月30日) 11頁 図表3を引用

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に



個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

II.顔識別機能付きカメラの利用に関する個人情報保護法の規律等 2. カメラ画像の保管(個人データ)

Q10-8 防犯カメラを設置して個人データを取り扱う場合には、安全管理措置として特にどのような点に注意すれば良いですか。

A10-8 個人情報取扱事業者は法第23条に基づき個人データについて安全管理措置を講ずることが義務付けられています。カメラ画像や顔認証データなどの個人データについては、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。具体的には組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置として、例えば以下のような措置が考えられます。

- ①組織的安全管理措置：カメラ画像等を取り扱う情報システムを使用できる従業員を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等
- ②人的安全管理措置：従業員に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像の取扱いに関する講義等）等を実施する 等
- ③物理的安全管理措置：カメラ及び画像データを保存する電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するために、設置場所に適切な安全管理を行う 等
- ④技術的安全管理措置：情報システムを使用してカメラ画像等を取り扱う場合や、IPカメラ（ネットワークカメラ、WEBカメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（アクセス制御には適切な場合にはパスワード設定等の措置も含む。）等

なお、カメラ画像がデータベースを構築していない場合には、個人データとして法第23条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該画像が漏えい等することがないよう、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましいと考えられます。

個人情報保護法（平成15年法律第57号以下「法」という。）が全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正法が公布され、平成29年5月30日に全面施行となりました。その後、令和2年6月12日の改正法が令和4年4月1日全面施行され、それらの改正の中で、匿名加工情報や仮名加工情報、第三者提供に係る記録の作成、外国にある第三者への提供の制限などが追加され、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に

ロシアが攻めてきた日、すべてが変わってしまった。

ウクライナ戦争日記

非日常を生きた24人の声

戦争が始まって今日で17日目だが、もう何百年も経っていたとも言える。(4月7日～27日撮影)